

料金審議会委員の意見等を踏まえた今後の料金負担の在り方に対する各市の意見

構成団体名	料金審議会委員の意見等を踏まえて、企業団が考える料金原価配分D案について（各市担当部課レベル）の了解	「了解しない」及び「その他」の場合は、下記に理由等を記入	第1・2回の料金審議会の審議内容を踏まえた御意見等について
島田市	その他	<p>第2回料金審議会において、主要な議題として議論された「ダム関連経費」及び「撤去費」の取り扱いについては、異論はございませんでした。そのため、「ダム関連経費」を旧基本料金に配賦するD案が妥当ではないかと議論されたことは理解できました。</p> <p>一方で、固定費を資本費と維持管理費に区分して、それぞれ基本料金と使用料金に配賦するという考え方については、まだ疑問点が残っております。資本費、維持管理費とは何なのか、また、これらを区分する明確な根拠があるのかがよく理解できない状況です。</p> <p>平成29年度の料金改定時には、このような配賦が行われており、その考え方を踏襲したことが伺えます。しかし、その際は料金の値下げを目指していたこともあり、供給者と需要者の間で具体的に議論が行われ、合意形成がなされているかどうかは明確ではありません。</p>	<p>今回の「ダム関連経費」だけではなく、全ての費用について、明確な基準をもとに旧基本料金、新基本料金、使用料金に配分していく過程を示していただきたいと思っております。さらに、その配分が妥当であるかどうか専門家の意見を反映した上で、明示していただくことを望んでいます。これらは以前から、意見照会の場等で申し上げていることと変わりません。</p> <p>今回、地域全体の最適化という観点も含め、構成団体に「再考」を促されているという認識を持っております。これは非常に重要な観点であると理解しております。専門家による議論を経て、理屈に誤りがないことが明確になれば、今後の料金負担に関する料金単価に対する構成団体からの意見はないのではないかと考えております。本市としては、試算パターンによる給水料金的高低ではなく、料金単価の設定に至る考え方が誰にとっても理解しやすく、納得できることが重要だと考えております。</p>
焼津市	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・料金審議会では、配賦基準を見直し、基本機軸として固定費を基本料金、変動費を使用料金に配賦することとし、基本料金の過大な負担を避けるため、バランスをとる基準を推奨することは理解した。 ・しかしダム建設費に応じて使用権を獲得していること、令和11年度から更新基本水量以上の受水はできないこと、更新基本水量を基本水量と採用していることなどから、当初基本水量は令和13年度の企業債償還終了または令和39年度の減価償却の終了をもって使用権を更新基本水量に承継させていると思われる。 ・ダム由来の負担は、使用権に応ずるものであると料金審議会でご意見をいただいた。 ・以上のことから3部料金制を更新基本水量と使用水量に基づいた2部料金制に切り替える時期について明確にされたい。 	-
掛川市	了解できる	-	<p>第3回料金審議会では、今後の企業団の料金の在り方が明確に示され、これまでの議論等を踏まえた答申をいただけるものと期待しております。</p> <p>なお、第2回料金審議会における佐藤委員長の御意見などを踏まえて、今回、改めてD案に対する意見照会がありましたが、すべての構成団体の了解が得られなかった場合、審議会の答申後、企業団においてどのように構成団体の合意形成を図っていくお考えか、御教示願います。</p>
藤枝市	了解できる	-	<p>D案は、ダム管理費のすべてが旧基本水量により算定されることで、本市においても旧基本水量の全量を受水することなく、旧基本水量に応じた料金を継続的に支払うこととなるため、できる限り負担は減らしたいところではあるが、長島ダムは構成市が必要とする規模に応じて建設されたものであることから、ダムが存続する限りは必要経費分の負担はしていかななくてはならないと考えている。</p> <p>いずれにしても、企業団及び各構成市が安定した経営をしていくために協力していきたいと考えているが、説明責任を果たすための納得できる根拠を明確にして、構成団体全体で合意形成が図られればと思っている。</p>
御前崎市	了解できる	-	-
菊川市	了解できる	-	<p>第2回料金審議会委員からの意見にもございましたが、本市としては、全体を俯瞰して結論を出していくことが重要であると考えますし、企業団が提案する案により進めていくことが妥当ではないかと考えます。</p>
牧之原市	了解できる	-	<p>第1回料金審議会の資料4の全国の動向や、第1回・第2回の審議会委員の意見を踏まえると、ダム管理費を基本料金原価と区分することは客観的に一番素直な形であり、妥当であると考えます。</p> <p>なお、施設更新については、経費削減及び国庫補助金等を最大限活用し、構成市の給水料金の軽減を図っていただきたい。</p>